右被告人Aに対する強盗致死、強盗被告事件(当註昭和二六年(あ)第三四〇二号)について、昭和二六年一二月二八日当裁判所のした上告棄却決定に対し、申立人から判決訂正の申立があつたが、理由がないので、裁判官全員一致の意見により、次のとおり決定する。

主 文

本件申立を棄却する。

## 昭和二七年二月四日

## 最高裁判所第二小法廷

茂		山	栗	裁判長裁判官
重	勝	谷	小	裁判官
郎	八	田	藤	裁判官
郎	 唯	村	谷	裁判官